

国民健康保険料の料率を改正

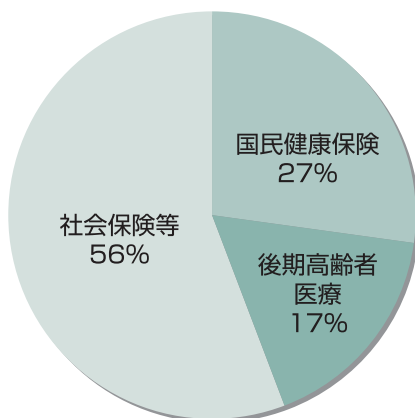
問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民健康保険の加入状況

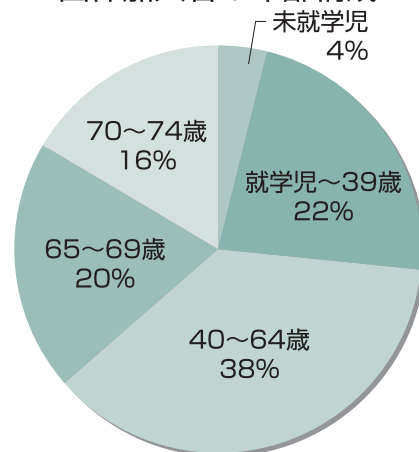
国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けることができるように、加入者が保険料を負担し合いお互いに助け合う制度です。国保制度は、地域で安心して暮らしていくために欠かせない基盤であるとともに、事業の安定的な運営が求められています。

国保には、職場の健康保険や後期高齢者医療制度（75歳以上）に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入します。富士見町では、町民の27%の人が国保に加入しています。

医療保険の加入状況



国保加入者の年齢構成



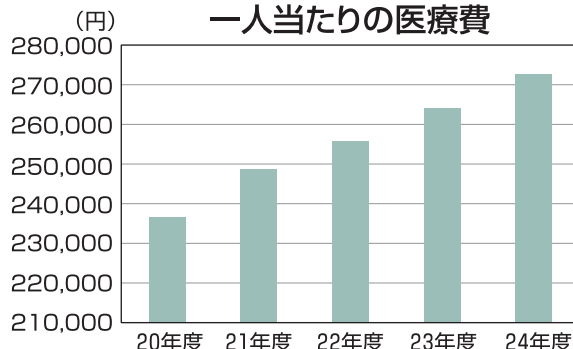
増え続ける医療費

国保への加入者は、年齢構成が高く、医療需要の増大や医療技術の高度化などにより国保事業の医療費は増加傾向にあります。

一人当たりの医療費の年平均額は平成20年度の23万円から増え続け、24年度には27万円と予想しています。

また、保険給付費（窓口負担分を除いた医療費）は平成22年度の7億6,755万円が23年度は7億9,744万円と約4%伸びており、24年度は8億3,071万円を見込んでいます。

一人当たりの医療費



国保財政の状況

富士見町の保険料は、その年に必要となる保険給付費などの費用を考慮しながら料率を改正してきましたが、保険給付費が年々増加しているのが現状です。

国保財政は、単年度収支で平成20年度から赤字運営となり、平成23年度は収支均衡を図ることで保険料率の改正を行いました。交付金の減額や過年度精算による国庫負担金の返還等で単年度収支4,800万円の赤字が見込まれています。

このような厳しい状態では健全な国保の運営ができないと判断し、収支均衡を図りながら昨年度に引き続き保険料率の改正をすることとなりました。

